

「細則 2-1 給油取扱所の自主保安基準」の解説

本細則は、危規則第 60 条の 2 に示されている「予防規程に定めなければならない事項」について、給油取扱所に特化した内容（他の細則で定める内容を除く。）を予防規程（本編）と重複しないようにまとめたものです。

全ての給油取扱所は、細則 2-1 を定める必要があります。

関係通知：【令和 6. 2. 29 消防危 40】

「消防法令に適合した運搬容器」であることを KHK マーク又は UN マーク等で確認してください。

KHK マーク

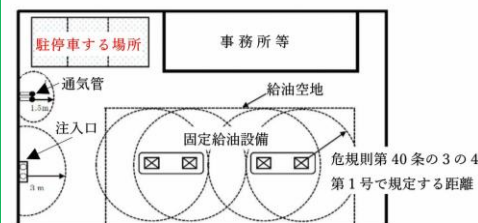
UN マーク



「給油目的以外の車両を駐停車する場所」は、[危政令第 27 条第 6 項第 1 号](#)の規定により、次の場所等を選定して設定する必要があります。

- ・給油空地
- ・[危規則第 40 条の 3 の 4](#) で規定する場所

【安全に駐停車できる場所の例】



喫煙場所の設定は、給油取扱所にある建築物内としてください。

給油作業時間外に給油業務に係る勤務員以外の者が給油取扱所内に入りすることがある場合は、[危規則第 60 条の 2 第 1 項第 8 号の 5](#) に基づき、細則 2-6 を定める必要があります。

施設の実態に応じて変更、削除してください。また、特記すべき事項がある場合、追加で記載してください。

細則 2-1 給油取扱所の自主保安基準【危規則第 60 条の 2 第 1 項関係（給油取扱所に係る部分（危規則第 60 条の 2 第 1 項第 8 号の 5 及び 6 を除く。）に限る。）】

定める必要がある施設	全ての給油取扱所
------------	----------

第 1 総則

当所の給油作業及び注油作業（以下「給油作業等」という。）は、本編及び関係する細則によるほか、第 2 で定める「給油作業等及び給油作業等以外の業務に係る基準」に基づき行うものとする。

第 2 給油作業等及び給油作業等以外の業務等に係る基準

- 1 危険物取扱者以外の勤務員が給油作業等を行う場合には、甲種又は乙種危険物取扱者が必ず立ち会うものとする。
- 2 危険物取扱者が不在となる場合は、給油作業等を行わないものとする。
- 3 勤務員は、給油作業等を行う場合、必ず顧客等に油種を確認するとともに、作業中はその場所を離れないものとする。
- 4 当所内で、裸火等の器具はみだりに使用しないものとする。
- 5 給油作業を行う場合、自動車等のエンジン停止を確認してから行うものとする。
- 6 灯油を容器に注油する場合、[消防法令に適合した運搬容器](#)に注油し、注油済みの運搬容器の放置はしないものとする。
- 7 給油作業等、自動車等の出入り、移動タンク貯蔵所からの荷卸し等に支障となる物件は置かないように常に整理整頓に努め、特に終業時は、放火されないよう不要な物件を放置しないものとする。
- 8 [給油目的以外の車両を駐停車する場所](#)は、安全な場所とし、あらかじめ明示するものとする。
- 9 当所内での喫煙は、[定められた場所](#)で行い、終業時には、吸い殻の消火を確認し、所定の場所に廃棄するものとする。
- 10 給油作業時間外において給油業務に係る勤務員以外のものが当所内に入ることがないときは、勤務員以外の者の出入りを禁止するため、ロープ、チェーン等を展張するものとする。
- 11 給油作業等以外の業務を行う場合は、給油作業等の支障とならないよう注意を払うとともに、所内の顧客等の状況に応じて勤務員を配置し、整理、誘導等の安全管理に努めるものとする。

12 その他

- (1) 物品の販売等は、[危規則第 40 条の 3 の 6 第 2 項](#)に定める場所で行うものとする。
- (2) 専用タンクへの荷卸し中に当該専用タンクに接続する固定給油設備又は固定注油設

「[危規則第 40 条の 3 の 6 第 2 項](#)に定める場所」とは、下記の場所です。

- ・容易に給油取扱所の敷地外へ避難することができる建築物の 2 階
 - ・建築物の周囲の空地（自動車等の通行が妨げられる部分を除く。）
- 上記の場所で物品の販売等を行う場合は、(1)の内容を予防規程に定めてください。また、屋外で物品販売等を行う場合は、細則 2-5 を定める必要があります。

備による給油作業等を行う場合は、当該給油作業等の立会い又は監視を確実に行うとともに、専用タンクへの荷卸し作業の立会い、給油又は詰め替え等の危険物取扱作業及び危険物取扱者以外の従業員が行う給油又は詰め替え等の危険物取扱作業の監視又は立ち合いを同時に行うことができるよう、十分な人員を配置するなどの措置を講じるものとする。

専用タンクへの荷卸し中に当該専用タンクに接続する固定給油設備又は固定注油設備による給油作業等を行う場合は、[危規則第 60 条の 2 第 1 項第 8 号の 4](#)に基づき、(2)の内容を予防規程に定めてください。